

県総合評価調書

(公財)島根県建設技術センター

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評 価 内 容	評 価
団体のあり方	(公財)島根県建設技術センターは、県内の地方公共団体が行う建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立された公益法人であり、公的・民間ともに類似する団体はない。平成18年10月には中国地方整備局長から、「公共工事発注者支援機関」として県内の公益法人としては唯一の認定を受けたところである。 また、社会経済情勢の変化に合わせ、平成14年に材料試験を廃止、平成16年から建設発生土リサイクルヤードの運営開始、平成21年度からは県・市町村に対する橋梁長寿命化修繕計画策定支援業務を開始するなど事業内容の見直しを行っており、公共性・公益性の高い事業を行っている。 一方、公共事業費の減少に伴い、工事受託事業及び建設副産物再利用促進事業等の事業費の推移には不透明な部分もあり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業の執行を行っていく必要がある。 平成23年4月に新公益法人制度改革に係る公益財団法人へ移行したところである。	B
組織運営	職員については、事業量を精査したうえで適正な職員数を配置している。 評議員会及び理事会についても、定款に基づき適正な運営がなされている。 ----- 県の人的関与について 県職員の役員就任は、平成16年度から廃止している。また、団体固有の職員はおらず、事業量に応じた柔軟な体制がとれるよう、県の派遣職員及び土地開発公社との協力関係による人的交流職員で構成しており、最小限の人数に留めている。	A
事業実績	研修事業は、県からの受託分を適正に実施するとともに、センター主催の研修についても、時代の要請に対応した専門的研修を積極的に開催している。主催研修については開催回数の増により受講者数も1151人へのぼり、前年度を上回った。 建設副産物再利用促進事業は、前年度と比べて減収したものの、計画(50,000m ³)を上回る土量(約83,000m ³)の搬入があった。 工事受託事業については、県及び市町村からの受託箇所について適正に執行することができた。今後も県内唯一の公的発注者支援機関として、特に市町村に対する支援拡大が求められる。 また、平成21年度から、橋梁長寿命化修繕計画策定支援事業を行っている。県及び全市町村と契約を締結し、点検結果のデータ登録、システム操作研修等を実施している。	A
財務内容	建設副産物再利用促進事業の事業収入が大幅に増加したため、リサイクルヤード建設当初からの長期借入金については当初計画より5年早く返済を完了することができた。また、搬入、搬出単価については、今後、公共工事の動向などによる搬入量の変動が予想されるので、経営の安定を図るため、収支の状況により適正な価格となるよう必要に応じて見直しを行う。 平成23年度の決算においては全体で赤字を計上しているものの、公益財団法人は収支相償の原則があるため、財務内容は順調に推移している。 ----- 県の財政的関与について 受託事業収入等による県への財政的依存度は横ばいである。	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
市町村に対する支援の拡充強化	・市長会、町村会からの要望もあり、人員体制が十分でない市町村での公共工事の執行支援など支援メニューの周知と要望の把握、新規事業の検討。 ・橋梁長寿命化修繕計画策定支援、総合評価方式入札制度等の技術支援、助言の取り組み	市町村の公共工事に対する支援は公益認定された事業であり、建設技術センターの設立目的そのものである。また、いわゆる品確法の趣旨にも合致している。市町村支援の拡充強化を行っていくためには支援メニューの周知等積極的なPRが必要である。 また、橋梁長寿命化修繕計画策定や総合評価方式入札制度等に係る支援など社会経済情勢の変化に合わせた支援が行えるよう発注者支援認定機関として、その役割を果たすことは重要なことと認められる。
建設発生土リサイクルヤードの運営管理の適正化	・適正な運営管理を行うため、長期の収支計画の継続的な点検、把握。 ・安定的な搬入量確保と良好な管理運営のための公共工事関係機関との連携及び地元との協力関係の維持。 ・建設発生土の再利用(搬出)についての周知。	建設発生土リサイクルヤード事業は、公益認定された事業であり、その必要性も認められる。 今後も関係機関との密接な連携により安定した搬入土量を維持するとともに、建設発生土の再利用についても積極的な取組を行う必要がある。
総合コメント 研修事業、工事受託事業及び建設副産物再利用促進事業など実施している事業は適切に実施されており、引き続き地方公共団体を支援する県内唯一の公的支援機関としての役割を果たしていく必要がある。 特に、建設副産物再利用促進事業については、引き続き計画を上回る土量の搬入により、リサイクルヤード運営に係る財務内容の健全化に大きく寄与することができた。 一方、公共事業費が減少するなか、センターが実施する事業量の推移も不透明であり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業執行を行っていく必要がある。 新公益法人制度に係る公益財団法人への移行も完了したことから、公益目的事業の執行にあたっては、より一層適正かつ効率的な事業執行によって、良質な社会資本の整備に寄与することが求められる。		